

栃木県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条第1項に基づき、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとなる推進員を設置する。

(活動)

第3条 推進員は、地方公共団体や各種団体等の要請に応じ、又は自主的に地球温暖化防止に係る次の活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び対策の重要性についての住民への啓発
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての調査及び調査に基づく指導・助言
- (3) 地球温暖化防止活動を行う住民への情報の提供・協力
- (4) 国や地方公共団体が行う地球温暖化防止対策に係る施策への協力

2 推進員は、前項に定める活動について、その状況を別に定める活動報告書により、年1回環境森林部気候変動対策課長に報告するものとする。

(推進員の資格)

第4条 推進員の種類は、一般推進員及び学生推進員とする。

2 知事は、次の各号のすべてに該当する者のうち適切と認める者を一般推進員に委嘱する。

- (1) 栃木県内に在住する者
- (2) 年齢満18歳以上の者
- (3) 地球温暖化対策のための活動に熱意と識見を有し、地域において活動できる者として、別表1に掲げる条件を満たす者

3 知事は、前項第1号及び第2号に該当する者のうち、地球温暖化対策のための活動に熱意があり、別表1に掲げる条件を満たす県内の大学又は高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。以下同じ。）に在籍する学生を学生推進員に委嘱する。

4 知事は、推進員に委嘱された者が第2項第1号に該当しなくなったときは、推進員の委嘱を解くものとする。

(募集及び意見の聴取)

第5条 推進員の募集は、公募によることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、一般推進員に係る応募があったものとみなす。

- (1) 一般推進員に委嘱された者が、再委嘱を希望する旨を申し出たとき
- (2) 学生推進員に委嘱された者が、委嘱期間の末日の翌日以降につき、一般推進員へ

の委嘱を希望する旨を申し出たとき

- 2 知事は、前条第2項及び第3項の規定による委嘱をするときは、栃木県地球温暖化防止活動推進員選考委員会の意見を聴くものとする。

(委嘱期間)

第6条 一般推進員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再委嘱することを妨げない。

- 2 学生推進員の委嘱期間は、大学又は高等専門学校に在籍する期間とする。

(推進員の責務)

第7条 推進員は、推進員であることを利用して、営利活動など、推進員として相応しくない行為を行ってはならない。

- 2 推進員は、その活動において、知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後もまた同様とする。
- 3 推進員は、その身分を証する栃木県地球温暖化防止活動推進員証（別記様式）を携帯し、関係者から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

(委嘱の取消)

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人から辞退の申出があったとき。
- (2) 推進員としての職務の遂行が困難になったと認められるとき。
- (3) 前条第1項に規定する行為その他推進員として相応しくない行為を行ったと認められるとき。
- (4) 第4条第2項第3号又は同条第3項に規定する要件を失ったと認められるときその他推進員としての資質を失ったと認められるとき。

(経費の負担)

第9条 県は、推進員が行う活動に係る経費を負担しないものとする。ただし、県が特別な事業に基づいて要請する活動にあつては負担することができる。

(委嘱簿の公表)

第10条 県は、推進員の氏名その他の必要事項について委嘱簿を作成し、広く一般に公表するものとする。

(提出された意見の取扱)

第11条 県は、推進員から地球温暖化防止に関する意見が提出された場合は、必要に応じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(環境森林部長による表彰)

第12条 環境森林部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた一般推進員を、表彰することができる。

- (1) 推進員の任期4期を満了し、引き続き推進員として活動しようとする者のうち、第3条に定める活動の実績が明確であるもの
- (2) その他、環境森林部長が表彰することについて適当と認めるもの

2 表彰の方法は、感謝状(別記様式2)による。

3 栃木県地球温暖化防止活動推進センターは、第1項に該当する者について、表彰候補者として別記様式1により環境森林部長に推薦するものとする。

4 前項により表彰を決定された者に対する感謝状の贈呈は、環境森林部気候変動対策課長が行う。

5 表彰の期日は、別に定める。

(知事による表彰)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めた一般推進員を、表彰することができる。

- (1) 前条の規定に基づく表彰を受け、引き続き推進員として活動している者のうち、第3条に定める活動の功績が顕著であり、他の模範となるもの
- (2) その他、知事が表彰することについて適当と認めるもの

2 前条第2項から第5項までの規定は、知事による表彰について準用する。この場合において、同条第2項中「別記様式2」とあるのは「別記様式4」と、同条第3項中「別記様式1」とあるのは「別記様式3」と読み替える。

(庶務)

第14条 推進員に関する庶務は、環境森林部気候変動対策課において行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

別表1

新たに推進員の委嘱を受ける者	・県が指定する研修を修了した者
継続して推進員の再委嘱を受ける者	・委嘱期間中に活動報告書を提出し、推進員としての活動実績が確認できる者

附 則

この要綱は、平成15年9月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31(2019)年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年4月1日から適用する。

ただし、別表1に掲げる継続して推進員の再委嘱を受ける者の基準は、令和3(2021)年4月1日に再委嘱される者から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7(2025)年8月27日から適用する。

2 この要綱の適用の日前に現に従前の規定による推進員の委嘱を受けている者については、当該委嘱を受けた日に第4条第2項の規定による一般推進員の委嘱を受けたものとみなす。

別記様式

学生推進員証
表面

気対第〇-〇号(学)

栃木県地球温暖化防止活動推進員証

(写真)

氏 名 〇〇 〇〇
学 校 名 〇〇大学〇〇学部
上記の者は、地球温暖化対策の推進 に関する法律第37条第1項の規定に基づく栃木県地球温暖化防止活動推進員であることを証します。
令和〇年〇月〇日交付
栃木県知事 〇〇 〇〇 印

一般推進員証
表面

気対第〇-〇

栃木県地球温暖化防止活動推進員証

(写真)

氏 名 〇〇 〇〇
(生年月日 昭和〇年〇月〇日生)
上記の者は、地球温暖化対策の推進 に関する法律第37条第1項の規定に基づく栃木県地球温暖化防止活動推進員であることを証します。
(委嘱期間：令和〇年〇月〇日
令和〇年〇月〇日)
令和〇年〇月〇日交付
栃木県知事 〇〇 〇〇 印

裏面（共通）

栃木県地球温暖化防止活動推進員設置要綱(抜粋)

第3条 推進員は、地方公共団体や各種団体等の要請に応じ、又は自主的に地球温暖化防止に係る次の活動を行う。
(1) 地球温暖化の現状及び対策の重要性についての住民への啓発
(2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての調査及び調査に基づく指導・助言
(3) 地球温暖化防止活動を行う住民への情報の提供・協力
(4) 国や地方公共団体が行う地球温暖化防止対策に係る施策への協力
第7条 推進員は、推進員であることを利用して、営利活動など、推進員として相応しくない行為を行ってはならない。
2 推進員は、その活動において、知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後もまた同様とする。
3 推進員は、その身分を証する栃木県地球温暖化防止活動推進員証を携帯し、関係者から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

表彰候補者推薦書

第 号
年 月 日

環境森林部長 様

推薦者 事務所等所長名

栃木県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第 1 2 条に基づく表彰の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 推進員名	
住所	
最初の委嘱年月日	
任期数及び委嘱期間（更新により再委嘱した場合は、その全ての期間）	期 年 月 日 ～ 年 月 日
実績概要及び推薦理由	
備考	

感謝状

推進員名 様

あなたは本県の地球温暖化防止
活動推進員として多年にわたり
地域において地球温暖化防止の
普及啓発に尽力されました
ここに感謝の意を表します

令和〇年〇月〇日

栃木県環境森林部長 〇〇〇〇 印

表彰候補者推薦書

第 号
年 月 日

環境森林部長 様

推薦者 事務所等所長名

栃木県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第 1 3 条に基づく表彰の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 推進員名	
住所	
最初の委嘱年月日	
任期数及び委嘱期間（更新により再委嘱した場合は、その全ての期間）	期 年 月 日 ～ 年 月 日
要綱第 1 2 条に基づく表彰を受けた年月日	年 月 日
功績概要及び推薦理由	
備考	

感謝状

推進員名 様

あなたは本県の地球温暖化防止
活動推進員として活動の重要性
を深く認識し熱意を持って地域
における地球温暖化防止の普及
啓発に尽力されました

この功績は誠に顕著であります
のでここに感謝の意を表します

令和〇年〇月〇日

栃木県知事 〇〇〇〇 印